



第131号・132号 (昭和45年10月・11月号)

目次

関係法令.....1
 大学設置基準の一部を改正する省令の制定について...1
 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について.....15
 学内規則.....17
 富山大学工学部規則の一部改正.....17
 富山大学教育学部附属学校規則の一部改正.....17
 諸会議.....17
 人事異動.....18
 学内諸報.....19
 文部省人事事務監査.....20
 北陸地区文部省共済組合事務打合せ会.....20
 全国文理学部長連絡協議会.....20
 海外渡航者.....20
 職員文化展.....20
 富山地区R連盟釣大会.....20
 文部事務官山淵保明氏逝去.....20
 職員消息.....20
 主要日誌.....21

関係法令

(官報掲
載月日)

省 令
 学校教育法施行規則の一部を改正する省令
 (文部23) 10.15
 規 則
 計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院
 4) 10.26
 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(人事院
 9-17) 10.31
 訓 令
 国立大学の附属図書館に置く分館を定める訓令の
 一部を改正する訓令(文部33) 10.5
 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令
 (文部34) 11.2

大学設置基準の一部を改正する
省令の制定について

文部省令第21号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第3条及び第88条の規定に基づき、大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和45年8月31日

文部大臣 坂田道大

大学設置基準の一部を改正する省令

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は学科」を「及び学科又は課程」に改める。

第20条を次のように改める。

(一般教育科目)

第20条 大学は、一般教育科目に関する授業科目を人文、社会及び自然の三分野にわたって開設するものとする。

2 前項の授業科目は、一の学問分野に関するもの又は特定の主題を教授するため二以上の学問分野の内容を総合したものとする。

第25条を次のように改める。

(各授業科目の単位数)

第25条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

第26条中「前条に規定する各授業科目に対する」を「各授業科目の」に改める。

第29条第2項中「人文科学及び社会科学」を「人文及び社会の分野」に改める。

第32条第1項中「定めるところにより」を「定める単位を含め」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位

第32条第1項第4号中「76単位以上」を「76単位」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第1号の規定により修得すべき単位のうち12単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。

第32条に次の1項を加える。

3 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合にあっては、一の外国語の科目の単位は、第1項第2号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目の単位(前項の規定によるものを除く。)は、第1

項第4号の専門教育科目についての単位とみなす。
第33条第2項を次のように改める。

- 2 進学の課程においては、次の各号に定める単位を含め、64単位以上を修得することとする。
 - (1) 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位
 - (2) 外国語科目については、英語及びドイツ語それぞれ8単位又は英語及びフランス語それぞれ8単位、合計16単位
 - (3) 保健体育科目については、講義及び実技4単位
 - (4) 基礎教育科目については、8単位
- 第33条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第1号の規定により修得すべき単位数のうち12単位までを、外国語科目又は基礎教育科目についての単位で代えることができる。

第40条第1号を次のように改める。

- (1) 一般教育科目に関する図書 人文、社会及び自然の各分野についてそれぞれ800冊以上、合計3,000冊以上
- 第45条中第2項及び第3項を次のように改める。
- 2 前項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る卒業の要件として修得すべき単位数は、第32条第1項の規定にかかわらず、それぞれ一般教育科目については同項第1号の規定により修得すべき単位数36単位のうち16単位まで、外国語科目については同項第2号の規定により修得すべき単位数8単位又は保健体育科目については同項第3号の規定により修得すべき単位数4単位のうち講義2単位を、日本語科目又は日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。
 - 3 第1項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る進学の課程において修得すべき単位数は、第33条第2項の規定にかかわらず、それぞれ一般教育科目については同項第1号の規定により修得すべき単位数36

単位のうち16単位まで、外国語科目については同項第2号の規定により修得すべき単位数16単位のうちの外国語の科目8単位又は保健体育科目については同項第3号の規定により修得すべき単位数4単位のうち講義2単位を、日本語科目又は日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。
第45条第4項を削る。

別表第1の表中

一般教育科目			
人文科学系	2	3	3
社会科学系	1	2	2
自然科学系	2	3	4

を

「一般教育科目 5 8 9」に改める。

別表第1の備考第3号中「社会科学系以外」を「一般教育科目又は外国語科目」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

六 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、入学定員100人の場合にはそれぞれ1人以上、入学定員200人の場合及び300人の場合にはそれぞれ2人以上とする。

別表第2の表中

一般教育科目			
人文科学系	1	1	
社会科学系	1	1	
自然科学系	3	4	

を「一般教育科目 5 6」に改め、同表に次の備考を加える。

備考
この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ1人以上とする。

附 則
この省令は、昭和46年4月1日から施行する。

大学設置基準新旧対照表(抄)

改正設置基準	現行設置基準
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 学部 (略)	第2章 学部 (略)
第3章 学科目制、講座制及び教員組織 (略)	第3章 学科目制、講座制及び教員組織 (略)
第4章 教員の資格 (略)	第4章 教員の資格 (略)
第5章 学生定員 (略)	第5章 学生定員 (略)

改正設置基準

現行設置基準

第6章 授業科目

第6章 授業科目

第18条 (略)

第18条 (略)

(授業科目の区分)

(授業科目の区分)

第19条 大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。

第19条 大学で開設すべき授業科目は、その内容により、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に分ける。

2 前項に規定するもののほか、学部及び学科又は課程の種類によっては、基礎教育科目を置くことができる。
(一般教育科目)

2 前項に規定するもののほか、学部又は学科の種類によっては、基礎教育科目を置くことができる。
(一般教育科目)

第20条 大学は、一般教育科目に関する授業科目を人文、社会及び自然の三分野にわたって開設するものとする。

第20条 一般教育科目は、その内容により、人文科学、社会科学及び自然科学の三系列に分ける。

2 前項の授業科目は、一の学問分野に関するもの又は特定の主題を教授するため二以上の学問分野の内容を総合したものとする。

2 大学は、次の各号に掲げる一般教育科目に関する授業科目のうち、各号の系列についてそれぞれ3科目以上、全体として12科目以上の授業科目を開設するものとする。

- (1) 人文科学系 哲学、倫理学、歴史、文学、音楽、美術
- (2) 社会科学系 法学、社会学、政治学、経済学
- (3) 自然科学系 数学、物理学、化学、生物学、地学

3 大学は、前項各号に掲げる授業科目のほか、一般教育科目として適当と認められる授業科目を必要に応じて同項各号のいずれかの系列に加えることができる。

4 心理学、統計学等の授業科目で、一の授業科目が第2項各号の系列のうち二以上の系列のいずれにも分類できるときは、大学においてその授業科目の内容及び計画に従い、いずれか一の系列に加えることができる。

第21条から第24条まで (略)

第21条から第24条まで (略)

第7章 単位

第7章 単位

(各授業科目の単位数)

(各授業科目の単位数)

第25条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

第25条 各授業科目の単位数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般教育科目は、原則として4単位とする。
- (2) 外国語科目は、8単位とする。ただし、二以上の外国語の科目を開設する大学にあっては、一の外国語の科目を8単位とし、他の外国語の科目は、4単位以上とすることができる。
- (3) 保健体育科目は、4単位とし、講義2単位及び実技2単位とする。
- (4) 専門教育科目及び基礎教育科目は、4単位以上とする。ただし、教育上の必要がある場合は、3単位又は2単位とすることができる。

(単位の計算方法)

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の履習時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

第26条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、1単位の履習時間を教室内及び教室外と合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(略)

(略)

第8章 授業

第8章 授業

第27条および第28条 (略)

第27条および第28条 (略)

(授業を行う学生数)

(授業を行う学生数)

第29条 (略)

第29条 (略)

改正設置基準

現行設置基準

2 前項の規定にかかわらず、人文及び社会の分野に関する授業科目並びに保健体育科目に関する授業科目については、大学の事情により、前項に規定する学生数以上とすることができる。ただし、特別の場合を除き、200人をこえないものとする。

第30条 (略)

第9章 卒業の要件及び学士

第31条 (略)

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位。

- (2) 外国語科目については、一の外国語の科目8単位
- (3) 保健体育科目については、講義及び実技4単位
- (4) 専門教育科目については、76単位

2 前項の規定にかかわらず、大学は、学部、学科又は課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第1号の規定により修得すべき単位のうち12単位までを、外国語科目、基礎教育科目又は専門教育科目についての単位で代えることができる。

3 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合にあっては、一の外国語の科目の単位の単位は、第1項中2号の外国語科目についての単位とし、他の外国語の科目の単位(前項の規定によるものを除く。)は、第1項第4号の専門教育科目についての単位とみなす。

(医学及び歯学の大学の卒業の要件)

第33条 (略)

2 進学の課程においては、次の各号に定める単位を含め、64単位以上を修得することとする。

(1) 一般教育科目については、人文、社会及び自然の三分野にわたり36単位

(2) 外国語科目については、英語及びドイツ語それぞれ8単位又は英語及びフランス語それぞれ8単位、合計16単位

(3) 保健体育科目については、講義及び実技4単位

(4) 基礎教育科目については、8単位

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育上必要があるときは、一般教育科目について同項第1号の規定により修得すべき単位数のうち12単位までを、外国語科目又は基礎教育科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、人文科学及び社会科学に関する授業科目並びに保健体育科目に関する授業科目については、大学の事情により、前項に規定する学生数以上とすることができる。ただし、特別の場合を除き、200人をこえないものとする。

第30条 (略)

第9章 卒業の要件及び学士

第31条 (略)

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより、124単位以上を修得することとする。

(1) 一般教育科目については、第20条第2項各号の系列についてそれぞれ3科目以上12単位、合計9科目以上36単位。ただし、専門技能の教育を主とする学部にあつては、その専攻分野に関連のある一般教育科目の単位のうち、8単位を限り、基礎教育科目の単位をもってかえることができる。

- (2) 外国語科目については、一の外国語の科目8単位
- (3) 保健体育科目については、講義及び実技4単位
- (4) 専門教育科目については、76単位以上

2 二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする大学の場合にあっては、一の外国語の科目の単位は、前項第2号によるものとし、他の外国語の科目は、前項第4号の単位に含まれるものとする。

(医学及び歯学の大学の卒業の要件)

第33条 (略)

2 進学の課程においては、次の表の上欄に掲げる授業科目につき、同表の下欄に掲げる単位を含め、64単位以上を修得するものとする。

人文科学系の科目のうち3科目	12単位
社会科学系の科目のうち3科目	12単位
自然科学系の科目中物理学、化学、生物学及び数学のうち3科目	各4単位(うち1単位は実験とする。ただし、数学についてはこの限りでない)につき12単位
外国語科目のうち「英語及びドイツ語」又は「英語及びフランス語」	16単位
保健体育科目(講義及び実技)	4単位
基礎教育科目	8単位

改正設置基準

現行設置基準

第34条 (略)

第10章 校地、校舎等の施設
(略)

第11章 設備及び附属施設

第39条 (略)

(図書及び学術雑誌)

第40条 大学は、授業科目の種類に応じ、次の各号に掲げる冊数及び種類数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む。以下同じ。)を系統的に整理して備えるものとする。

- (1) 一般教育科目に関する図書
- 人文、社会及び自然の各分野についてそれぞれ800冊以上、合計3,000冊以上

(略)

第41条 (略)

第12章 雑則

第42条から第44条まで(略)

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第45条 大学は、外国人留学生(大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生をいう。以下同じ。)の教育について必要があると認めるときは、第19条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る卒業の要件として修得すべき単位数は、第32条第1項の規定にかかわらず、それぞれ一般教育科目については同項第1号の規定により修得すべき単位数36単位のうち16単位まで、外国語科目については同項第2号の規定により修得すべき単位数8単位又は保健体育科目については同項第3号の規定により修得すべき単位数4単位のうち講義2単位を、日本語科目又は日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

- 3 第1項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る進学の課程において修得すべき単位数は、第33条第2項の規定にかかわらず、それぞれ一般教育科目については同項第1号の規定により修得すべき単位数36単位のうち16単位まで、外国語科目については同項第2号の規定により修得すべき単位数16単位のうち一の外国語の科目8単位又は保健体育科目について

備考

- この表中人文科学系の科目、社会科学系の科目及び自然科学系の科目は、一般教育科目として修得するものとする。
- 基礎教育科目は、この表中自然科学系の科目として掲げるもののうち、一般教育科目として修得しなかった科目及びその他の科目について修得するものとする。

第34条 (略)

第10章 校地、校舎等の施設
(略)

第11章 設備及び附属施設

第39条 (略)

(図書及び学術雑誌)

第40条 大学は、授業科目の種類に応じ、次の各号に掲げる冊数及び種類数の図書及び学術雑誌(マイクロフィルムによるものを含む。以下同じ。)を系統的に整理して備えるものとする。

- (1) 一般教育科目に関する図書
- 第20条第2項各号の系列についてそれぞれ1,000冊以上

(略)

第41条 (略)

第12章 雑則

第42条から第44条まで(略)

(外国人留学生に関する授業科目等の特例)

第45条 大学は、外国人留学生(大学において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人留学生をいう。以下同じ。)の教育について必要があると認めるときは、第19条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 前項の授業科目の単位数は、原則として4単位とし、単位の計算方法については第26条の定めるところによるものとする。
- 第1項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る卒業の要件として修得すべき単位数は、第32条の規定にかかわらず、一般教育科目については同条第1項第1号の規定により修得すべき単位数36単位のうち第20条第2項の各号の系列についてそれぞれ1科目以上4単位以上、合計5科目以上20単位以上、保健体育科目については第32条第1項第3号の規定により修得すべき単位数4単位のうち実技2単位とし、これらの科目のその他の単位は、日本語科目及び日本事情に関する科目の単位をもって代えることができる。
- 第1項に規定する授業科目を開設する大学の外国人留学生に係る医学又は歯学の大学学部の進学の課程において修得すべき単位数は、第33条第2項の規定にかかわらず、人文科学系及び社会科学系の科目について

改正設置基準

は同項第3号の規定により修得すべき単位数4単位のうち講義2単位を、日本語科目又は日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

第46条 (略)

附則

(略)

附則

この省令は、昭和46年4月1日から施行する。

別表第1 (医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数)

授業科目の種類	専任教員数		
	入学定員100人の場合	入学定員200人の場合	入学定員300人の場合
一般教育科目	5	8	9
外国語科目	2	3	5
保健体育科目	0	1	1
合計	7	12	15

備考

- 1 および2 (略)
- 3 入学定員が100人未満の場合は、一般教育科目又は外国語科目の教員1人を減じて6とすることができる。
- 4 および5 (略)
- 6 この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、入学定員100人の場合にはそれぞれ1人以上、入学定員200人の場合及び300人の場合にはそれぞれ2人以上とする。

別表第2 (進学の課程の専任教員数)

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員60人の場合	入学定員120人の場合
一般教育科目	5	6
外国語科目	1	2
保健体育科目	0	0
合計	6	8

備考

この表に定める一般教育科目の教員数のうち人文、社会及び自然の各分野ごとの数は、それぞれ1人以上とする。

別表第3および第4 (略)

現行設置基準

は同条同項の規定により修得すべき単位数12単位のうちそれぞれ1科目以上4単位、保健体育については同条同項の規定により修得すべき単位数4単位のうち実技2単位とし、これらの科目のその他の単位は、基礎教育科目、日本語科目及び日本事情に関する科目の単位をもって代えることができる。

第46条 (略)

附則

(略)

別表第1 (医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数)

授業科目の種類	専任教員数		
	入学定員100人の場合	入学定員200人の場合	入学定員300人の場合
一般教育科目			
人文科学系	2	3	3
社会科学系	1	2	2
自然科学系	2	3	4
外国語科目	2	3	5
保健体育科目	0	1	1
合計	7	12	15

備考

- 1 および2 (略)
- 3 入学定員が100人未満の場合は、社会科学系以外の教員1人を減じて6人とすることができる。
- 4 および5 (略)

別表第2 (進学の課程の専任教員数)

授業科目の種類	専任教員数	
	入学定員60人の場合	入学定員120人の場合
一般教育科目		
人文科学系	1	1
社会科学系	1	1
自然科学系	3	4
外国語科目	1	2
保健体育科目	0	0
合計	6	8

別表第3及び第4 (略)

卒業の要件等について

〔一般〕

1. 医・歯以外の学部

(旧)	一般教育 36 内8以内を「基礎教育」で代えること可			外国語 8	保健体育 4	専門 76	計 124以上
	人文科学 12	社会科学 12	自然科学 12				
			8				
			12				
(新)	一般教育 36 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			外国語 8	保健体育 4	専門 76	計 124以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」「専門」で代えること可						

2. 医・歯の進学課程

(旧)	一般教育 36			外国語 (2科目) 16	保健体育 4	基礎教育 8	計 64以上
	人文科学 12	社会科学 12	自然科学 12				
			12				
(新)	一般教育 36 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			外国語 (2科目) 16	保健体育 4	基礎教育 8	計 64以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」で代えること可						

〔外国人留学生〕

1 医・歯以外の学部留学生

(旧)	一般教育 20			日本語等 18	外国語 8	実技 2	専門 76	計 124以上
	人文科学 4以上	社会科学 4以上	自然科学 4以上					
			8					
(新)	一般教育 20 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			日本語等 26	実技 2	専門 76	計 124以上	
	内12以内を「外国語」「基礎教育」「専門」で代えること可							

2. 医・歯学部留学生の進学課程

(旧)	一般教育 20			日本語等 基礎教育 18	外国語 (2科目) 16	実技 2	基礎教育 8	計 64以上
	人文科学 4	社会科学 4	自然科学 12					
			8					
(新)	一般教育 20 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			日本語等 26	外国語 (1科目) 8	実技 2	基礎教育 8	計 64以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」で代えること可							

大学設置基準の改正について（解説）

I はじめに

昭和45年8月31日、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部を改正する省令が公布され、昭和46年4月1日から施行されることになった。また、これとあわせて、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令も公布、施行されることになった。

今回の大学設置基準の改正は、この省令が制定されて以来15年ぶりの大改正であるが、大学における教育、とくに一般教育関係の教育課程を従前以上に弾力的に編成、展開することができるよう所要の措置を講じたものである。

この省令の本文、施行通達等については、別添資料のとおりであるが、以下にその具体的内容について説明を加えることとする。

II 改正の趣旨

大学における一般教育は、過度の専門化による弊害を避け、良識のある市民としての教養を培うため、いわゆる新制大学の重要な理念の一つとして戦後とり入れられたものであるが、20年の経験を経た今日、なお必ずしも大学教育に定着したとはいいがたくその改善方策については、従来から重要な、かつ緊急を要する課題とされてきた。

これについては、すでに昭和38年の中央教育審議会の答申において、抜本的方策が示されており、文部省ではこれを具体化すべく大学基準等研究協議会を設けて改善策を諮問し、昭和40年には大学設置基準の改善についての答申を得た。しかしながら、当時の時点でこれを全面的に実施するについては、各大学の実状等からみて、なお、検討すべき問題が残されていたため、文部省としては、大学設置基準の改正についても、さらに大学の事態の推移等をみきわめためたうえで、あらためて検討することとした。

しかし、一昨年来の大学紛争を直接の契機として、最近多くの大学において自主的な大学改革のための検討が進められ、その一環として大学教育の内容とくに一般教育の改善を図ろうとする具体的な動きが目立ってきており、それにともなって、大学設置基準の関係部分の改正を要望する声が、国立大学協会など各方面から高まってきた。

もとより、大学の管理運営、教育研究組織等制度の基本に触れるような改善策については、現在、審議が進められている中央教育審議会の最終答申をまち、これを基礎として具体的に取り組んでゆく予定であるが、一方、現行制度の枠内でとり得る改善措置については、関係者の合意を得られる部分からできるだけ、すみやかに着手してゆくことが適当であると考えられる。

今回の改正は、以上のような観点に立ち、大学設置基準のうち主として、一般教育に関する部分を改正することとしたものである。

なお、今回の改正は、授業科目の開設方法、履修方法の改善等昭和40年3月の、大学基準等研究協議会の答申のうち、関係各方面から特に要望が強く、かつ関係者の合意が得られる部分に限ることとし、教員組織、施設および設備等の拡充を伴うもの（単位の計算方法の改善を含む。）には触れないこととした。

III 主要改正点

1. 一般教育科目の開設方法について

（旧）

① 人文科学、社会科学および自然科学の系列ごとに、それぞれ3科目以上、全体として12科目以上開設すること。

② 原則として、単一科目であること。

（新）

① 人文、社会および自然の三分野にわたって開設すること。

② 単一科目に加えて、いわゆる総合科目（二以上の学問分野の内容を総合して編成された科目）の開設も認められること。

2. 各授業科目の単位数について

（旧）

授業科目の種類ごとに、単位数が一律に定められていること。

例 一般教育科目は原則として4単位。

（新）

授業科目の単位数は、大学において定めるところによるものとする。

3. 卒業の要件について

（旧）

① 一般教育科目については、人文科学、社会科学、自然科学の系列ごとにそれぞれ3科目以上、12単位、合計9科目以上36単位を修得すること。

② ただし、専門技能の教育を主とする学部にあつては、8単位まで基礎教育科目の単位で代えることができること。

（新）

① 一般教育科目については、人文、社会、自然の三分野にわたり36単位を修得すること。

② ただし学部、学科等の種類によって教育上必要があるときは、12単位まで外国語科目、基礎教育科目、専門教育科目の単位で代えることができること。

4. 医・歯学部の進学課程の修了の要件について

（旧）

① 一般教育科目について修得すべて単位は3の①に同じ。

② 振替は認められない。

（新）

① 一般教育科目について修得すべき単位は3の①に同じ。

② ただし、教育上必要があるときは、12単位まで外国語科目または基礎教育科目の単位で代えることができること。

5. 外国人留学生に係る卒業の要件等について

(旧)

- ① 一般教育科目について修得すべき単位は3の①に同じ。
- ② 日本語科目等を開設する場合は、一般教育科目のうち16単位、および保健体育科目のうち実技2単位、合計18単位まで日本語科目等の単位で代えることができること。
- ③ 外国語科目については、一の外国語の科目8単位を修得すること。
- ④ 医・歯学部の進学課程の修了の要件についても、①—②と同趣旨の改正を行なうこと。

6. その他

(1) 一般教育科目に関する図書の数について

(旧)

人文科学，社会科学，自然科学の系列ごとにそれぞれ1,000冊以上備えること。

(新)

- ① 一般教育科目について修得すべき単位は3の①に同じ。
- ② 上の日本語科目等の単位への振替に加えて，学部，学科等の種類により教育上必要があるときは12単位まで，外国語科目基礎教育科目，専門教育科目の単位で代えることができること。
- ③ 外国語科目の修得は，卒業の要件としないことができること（日本語科目等への振替を認める）。

(新)

人文，社会，自然の三分野についてそれぞれ800冊以上，合計3,000冊以上備えること。

(2) 一般教育科目に関する専任教員数について

① 医・歯学部以外の学部

入学定員

100人 200人 300人

人文科学系	2	3	3
社会科学系	1	2	2
自然科学系	2	3	4

入学定員

100人 200人 300人

5(1) 8(2) 9(2)

カッコ内の数字は各分野ごとに最小限置くべき教員数を示す。

② 医・歯学部の進学課程

入学定員 60人 120人

人文科学系	3	1
社会科学系	1	1
自然科学系	1	4

入学定員 60人 120人

5(1) 6(1)

カッコ内の数字は各分野ごとに最小限置くべき教員数を示す。

7. 施行期日

昭和46年4月1日から施行。

VI 解 説

1. 一般教育科目の開設方法（第20条関係）

(1) 人文，社会，自然の三分野にわたって開設すること。

従来の大学設置基準（以下「基準」という。）によれば，一般教育科目はその内容により，人文科学，社会科学および自然科学の三系列に分けられ，大学は一般教育科目に関する授業科目として，その三系列についてそれぞれ3科目以上，全体としては12科目以上の授業科目を開設すべきものとされていた。

今回の改正では，これが人文，社会および自然の三分野にわたって開設することと改められた。従来の基準と最も異なる点は，人文，社会，自然の各分野ごとに開設すべき授業科目数の基準をとくに示さないこととしたことである。これは，各大学が一般教育科目に関する授業科目として，人文，社会，自然の三分野のうち，どのような内容に重点を置くかたちで授業科目を開設するかについては，基準で一律に規定するよりも，各大学の自主的判断にゆだねる方が適当であるとの考え方によったものである。

したがって，基準上は開設する授業科目の内容が，全体として人文，社会，自然の三分野にわたるべきことのみが必要な条件となり，大学としては，その枠内において一般教育科目に関する授業科目について相当自由な開設方法をとることができることとなる。

もっとも，この点に関しては，従来の基準との比較において，たとえば極端な場合には一分野1科目だけ開設すればよいのではないかという疑問が生ずるおそれがある。しかしながら，第一に大学における一般教育が，「広い教養を与え，学問の専門化によって起りうる欠陥を除き，知識の調和を保ち，総合的かつ自主的な判断力を養う」（昭和38年中央教育審議会答申「大学教育の改善について」）という目的を有していることについては，これまでと変わっていない。したがって，今回の改正によって，専攻分野に関連の少ない分野を軽視して一般教育を専門教育の準備教育的なものとしたり，あるいは各分野ごとに開設する授業科目の割合を決定するにあたって，他の諸条件に対する便宜的配慮を優先させるといふようなことは，基準の本来の趣旨からみてきわめて不適当な措置といわざるをえない。第二に，授業科目は，各分野について，ある程度の選択の余地を用意することが一般教育に魅力をもたせる一つの要因になっているともいえることからすれば，一分野1科目というような「貧弱なメニュー」はできる限り避けねばならないことは当然である。

すなわち，開設すべき授業科目がその内容において，人文，社会および自然の三分野のうちいずれか特定の分

野を欠いてはならないことはもとより、便宜的な扱いによって特定の分野に著しく偏ることも適当ではないことを特に留意され、今回の改正の趣旨を一般教育の改善に生かすよう積極的に努力されたい。

(2) いわゆる総合科目を開設してもよいこと。

従来基準においては、一般教育科目に関する授業科目として、原則的には伝統的な学問分野の区分にしたがった、いわゆる「単一科目」の開設だけが認められていた。従来基準上例示されていたものでいえば、「哲学」「歴史」「経済学」「化学」等々である。

今回の改正では「一の学問分野に関する授業科目、または特定の主題を教授するため二以上の学問分野の内容を総合した授業科目」のいずれをも一般教育科目に関する授業科目として認めることとしたので、いわゆる「総合科目」の開設がきわめて容易になった。ところで、いわゆる「総合科目」の意味は、必ずしも一義的に定まっているわけではないが、ごく大まかにいえば、一定の主題について、いくつかの専門分野にわたる内容をまとめて諸分野の関連や、歴史的な流れあるいは地域比較といった角度から事柄を統合的に把握、理解できるように授業科目を編成し、これを教授することによって、一つのまとまった教育成果を得ようとする授業科目のことであるといえよう。たとえば、「ヒューマニズムの歴史」「都市公害について」「日本文化と西洋文化」というようなものである。これらの試みは、すでにいくつかの大学において実施されており、また、現在、大学の自主的な改革の一環としてこの具体的な実施を計画している大学も少なくない。従来基準のもとでは、このような授業科目の開設を予想していなかったので、人文、社会、自然のうちの二以上の分野に属する内容の授業科目を開設した場合、これを履修した学生の卒業の要件を算定する場合、いずれの系列の科目を修得したかとするかについて非常に難しい判断を大学側が強いられることになるといふ事情があった。今後は、そのような隘路が取り除かれることになり、大学にとっては、「総合科目」の開設が実質的にきわめて容易となり、「単一科目」のみのカリキュラム編成に新たなバラエティーを盛り込む余地が一層広がったといえることができる。

なお、いわゆる単一科目についても、各大学においてそれぞれの教育目的に即した授業科目を開設しうるようにするため、とくに科目名を例示することはやめることとした。しかし、一般教育の趣旨に照し、専門科目に類するような科目とか、余りに細分化した科目等を開設することは、じゅうぶんに練られた積極的な教育上の計画がある場合を除き、適当でないことは、従前と同様である。

2. 各授業科目と単位数（第25条関係）

(1) 大学で開設する授業科目の単位数は各大学で定めるものとする。

従来基準においては、各授業科目の単位数は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目という授業科目の区分ごとに一律に規定されていた。たとえば、一般教育科目に関する授業科目は原則として4単位と定められていた。すなわち、「哲学」「政治学」「物理学」等のような授業科目を履修しても基準上は原則的には、すべて同じ4単位を修得すべきものとされていた。具体的な履修方法でいえば、一般教育科目については、いずれの授業科目も、1年（30週）をとおして、各週一コマ（2時間）、あるいは半年間（15週）各週2コマの講義を受けたのち、試験を受けて4単位修得するというのが通常の方法になっていたわけである。このことが、とかく、いずれの授業科目についても画一的に、内容を掘り下げることができないまま通り一辺の授業が行なわれたり、逆に必要と考えられる科目であっても量的にまともでないために開設が見送られたりすることの一つの原因となっていた。

今回の改正では、以上のような点を改めることとし、基準のうえで一般教育科目を含めてすべての授業科目の単位数を一律に規定することはやめ、各大学が各授業科目の教育内容に即して単位数を定めるものとした。これによって、大学が各授業科目にどのような比重をかけるかについて一層の弾力性が認められることとなったわけである。とりわけ、一般教育科目については、前記1の(2)で述べたように、内容的に二以上の学問分野にわたる授業科目を認めたことにより、今後、4単位以上の単位数を有する授業科目がこの改正に基づいて各大学で開設されてくることが予想される。

一方、1科目を1ないし2単位程度に細分した場合には教育効果の面において一般教育の目的が達せられなくなるおそれがあり、他方、4単位を大巾にこえた単位を与えることは学生の負担を重くするおそれがあるという従前からの考え方を今回不適当としてしりぞけたのではないことは当然であり、この点は各大学で授業科目および単位数を決める際充分留意していただきたい。

なお、専門教育科目および基礎教育科目の単位数についての考え方は、従前と同様である（「大学設置基準の解説」第6の2参照）。

(2) 単位の計算方法は従来どおりであること。

単位の計算方法に関する規定は、今回何ら改めていないので、単位の計算方法については、従来とまったく同じ取り扱いである。

したがって、(1)で述べたように、各授業科目に対する単位数は各大学で定めることになるのであるが、たとえば講義科目を4単位から6単位に変更する場合には、従来より5割増の講義時間を設けなければならないことはいうまでもない。

3. 卒業の要件(第32条関係)

(1) 一般教育科目について修得すべき単位に弾力性をもたせたこと。

大学の卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとされているが、従来の基準では、その124単位のうち一般教育科目については人文科学、社会科学、自然科学の三系列についてそれぞれ3科目以上12単位、合計9科目以上36単位を修得することが卒業の要件とされていた。

今回の改正では、これを「人文、社会、自然の三分野にわたり36単位」以上とした。すなわち、大学の一般教育科目に関する卒業の要件として、単位数の合計については従来どおりとしながらも、授業科目の内容について各分野均等という考え方を改め、三分野にわたって修得すべきことのみを定めることとした。たとえば、4単位の単一科目を用意している大学においては、人文3科目12単位、社会2科目8単位、自然4科目16単位という定め方ができるし、また、8単位の総合科目をいくつか用意している大学にあっては、人文、社会、自然の三分野にわたって単一科目を28単位修得させることに加えて、総合科目一科目8単位を修得させ合計36単位と定めることもできることになる。要するに、大学がその大学の学生に対して一般教育に関する卒業の要件として、どのような内容に重点を置いたかたちで課するかは、その定め方が人文、社会、自然の三分野にわたっている限り基準上は自由であるということである。

ところで、このような改正によって、学則等学内諸規程の定め方によっては、学生の履修方法自体について相当大幅な弾力性が認められる場合がでてくることが予想される。そのような場合には、一般教育の成果を挙げるため、授業科目の履修方法について学生に対して周到なガイダンスを行なうことの必要性が従来に比していっそう増すことになろう。学生がいたずらに安易な履修方法にはしったり、あるいは専門教育科目に関連の深い科目のみの履修に専念したりすることがないよう、教育目的に即したきめの細かい指導を期待したい。1の(1)で指摘した一般教育科目の開設方法の場合と同様、一般教育科目に関する卒業要件を定めるにあたって、人文、社会、自然の三分野のいずれかを欠くことがあってはならないことはもとより、三分野のうちいずれか特定の分野に著しく偏ることなく、専門教育との関連を考慮した調和のとれた一般教育の履修が行なわれることが必要である。

(2) 一般教育科目36単位のうち12単位までは、外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目の単位で代えることができること。

一般教育科目について卒業の要件とすべき単位数は、従来の基準どおり原則として36単位であるが、その例外となる場合については、従来の基準で定められていた「ただし、専門技能の教育を主とする学部においては、その専攻分野に関連のある一般教育科目の単位のうち、8単位を限り、基礎教育科目の単位をもって代えることができる。」というのを「大学は、学部、学科または課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目について修得すべき単位のうち12単位までを、外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目についての単位で代えることができる。」ものとした。改正点をまとめると次の3つを挙げることができる。

第一に、このような例外が認められる場合の要件を改めたということである。すなわち、従来の基準においては、振りかえ措置をとることができる学部は、専門技能の教育を主とする学部(たとえば工学部とか農学部など)に限られていたが、今回の改正ではとくに限定はせず、学部、学科または課程の種類により教育上必要があると大学が認めたときは、このような例外措置をとりうることにした。例外措置をとりうる範囲が一般化されたということである。

第二に、他の科目に振りかえることのできる単位数が、8単位から12単位に増加したということである。一般教育科目の卒業の要件についていえば、36単位を最大24単位まで減少させることができることになる。

第三に、振りかえさきとなる授業科目の種類範囲が、従来の基礎教育科目のみから外国語科目、基礎教育科目、専門教育科目の3種類に拡大したということである。

以上の改正は、基本的には、大学基準等研究協議会が昭和40年3月に答申した「大学設置基準改善要綱」の趣旨によったものである。すなわち、「要綱」によれば、卒業の要件については、①一般教育科目については、人文、社会、自然の三分野にわたり24単位 ②外国語科目については、一の外国語の科目8単位 ③保健体育科目については、講義および実技4単位(うち実技2単位以上) ④基礎教育科目については、12単位、⑤専門教育科目については、76単位。と原則を示したうえ、さらに、学部、学科または課程によって基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、それを一般教育科目、外国語科目または専門教育科目の単位で代えることができるとの例外措置を認めている。今回の改正では、以上の答申の趣旨は充分尊重しつつも、大学の一般教育の実状等に鑑み、一般教育科目36単位の原則はなお維持するこ

とし、基礎教育科目の修得を原則的な卒業の要件とするまでには踏み切っていない。しかしながら、大学の自主的な判断により、ほぼ答申どおりの卒業の要件の定め方もできるよう、一般教育科目の振りかえというかたちで答申の趣旨を生かしたものである。

なお、基礎教育科目の性格については、従来どおり「専門の基礎を与えることを目標とする。」ものであり、一般教育科目の性格あるいは目標とは異なるものである。そのような内容を有する授業科目については、一般教育科目としてではなく、基礎教育科目として開設すべきことはいうまでもない。

(3) 外国語科目の取扱いの一部を改めたこと。

外国語科目に関する卒業の要件の定め方については、今回基本的には改めていないが、二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする場合の単位の取扱いについては、(2)との関連で若干改めることとした。すなわち、従来の基準においては、大学が二以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする場合の単位の取扱いは、一の外国語の科目（いわゆる第一外国語）の単位は、基準上は、外国語科目に関する卒業の要件としての単位として取扱い、他の外国語の科目（いわゆる第2外国語）の単位は専門教育科目に関する卒業の要件としての単位として取扱うこととしていた。

このような取扱いは、一般教育科目の卒業の要件を従来どおり36単位としている限り、従前と同様である。しかしながら、(2)に述べた改正に基づいて、一般教育科目に関する卒業の要件をたとえば32単位とし、残った4単位をいわゆる第2外国語科目として修得させようとする場合には、当該第2外国語科目の4単位は、基準上は、従来のように専門教育科目の単位として取扱うのではなく、一般教育科目の振りかえとしての外国語科目の単位として取扱うことになる。この場合の卒業の要件の定め方は、「一般教育科目32単位+第2外国語科目4単位」+第1外国語科目8単位+保健体育科目4単位+専門教育科目76単位=124単位というようになる。若干複雑のようにみえるが、要するに、第2外国語科目もあわせて卒業の要件にしようとする大学においては、その卒業の要件としての各授業科目の種類ごとの単位数の配分について少なくとも二とおりの方法をとりうるようになったということである。

さらに、上記の場合で第3外国語4単位を卒業の要件として課する場合には、従来と同様これを専門教育科目の単位とみなすこととなる。すなわち卒業の要件の定め方は、「一般教育科目32単位+第2外国語科目4単位」+第1外国語科目8単位+保険体育科目4単位+「専門教育科目72単位+第3外国語科目4単位」=124単位と

いうことになる。

なお、卒業の要件として124単位以上の単位を課す場合については、(4)を参照されたい。

(4) 卒業の要件として修得すべき単位数は、それぞれ一般教育科目36単位、外国語科目8単位、保健体育科目4単位、専門教育科目76単位を含め124単位以上とすること。

大学の卒業の要件として課すべき単位数は124単位を最低とし、それ以上の単位（いわゆる増加単位）は各大学の判断によって定めうることは従来の基準どおりであるが、その場合の表現の方法を従来と若干改めた。すなわち、従来の基準では、増加単位わおきうる科目は専門教育科目に限られるのか、それとも他の科目についても認められるのかについて、必ずしも明らかとはいいがたかったが、今回の改正においては、右記のとおり各授業科目の種類ごとに必要単位を定め、増加単位をどこにおくかの判断をすべて各大学にゆだねることを表現上明らかにした。

もっとも、大学における教育は、124単位の授業を充実することが先決であり、いかなる授業科目であれ、増加単位をおくことはそれだけ学生の負担を増加させることになるため、その増加の巾は教育目的および効果との関連においてあくまで慎重を期すことが望ましい。

この点について、さきに触れた「大学設置基準改善要綱」では、「増加単位は全体でおおむね16単位（つまり全体では124単位+16単位=140単位）を限度とする」と、その一応の限度を示しているので参考とされたい。

4. 医学または歯学の学部の進学の課程の修了の要件（第33条関係）

(1) 一般教育科目について修得すべき単位数に弾力性をもたせたこと。

医学または歯学の学部の進学の課程（以下「進学課程」という。）の修了の要件のうち一般教育科目に関する部分については、従前から医学・歯学以外の学部（以下「一般の学部」という。）についての卒業の要件の場合とほぼ同様に定められていた。今回、一般の学部についての卒業の要件のうち一般教育科目に関する部分を3の(1)のように改めたことにもなると、進学課程の修了の要件についても同様の改正を図った。

今回の改正によって、従来の基準と異なる点は、おおむね3の(1)において述べたことと同様である。また、従来の基準では自然科学系の科目について各科目4単位のうち1単位は実験とすることを要求していたが、今回の改正では、とくに規定しないこととした。しかし、各大学において、従来どおり実験を進学課程の修了の要件中に加えることは何らさしつかえないことは当然であり、む

しる学部の性質上適当なことといえよう。

なお、基礎教育科目について、従前の基準にあった「基礎教育科目は、この表中自然科学系の科目として掲げるもののうち、一般教育科目として修得しなかった科目及びその他の科目について修得するものとする。」という備考は、今回削除することとしたが、基礎教育科目の性格は、3の(2)に触れたとおり従来と同様であり、専門教育に入る前に専門教育を受けるためその基礎的科目を学習するにふさわしいものでなければならない。

(第23条参照)

(2) 一般教育科目36単位のうち12単位までは、外国語科目、基礎教育科目の単位で代えることができること。

この点に関しても、3の(2)とほぼ同様の改正を図ったものであるが、一般の学部の場合と異なる点は、専門教育科目への振りかえを認めないということである。医学または歯学の学部における教育は学校教育法第55条第2項の規定により、進学課程と専門課程とに截然と区別されていることによるためである。

5. 外国人留学生に係る卒業の要件(第45条関係)

(1) 一般教育科目について卒業の要件となる単位の振りかえ措置に弾力性をもたせたこと。

外国人留学生については従来、①日本語科目および日本事情に関する科目(以下「日本語科目等」という。)を置き、これらに関する授業科目を開設することができること。②卒業の要件について、一般教育科目36単位のうち16単位までを、保健体育科目4単位のうち実技2単位を、それぞれ日本語科目等の単位をもって代えることができること、という特例が認められてきた。(注)

今回の改正では、従前の規定に加えて一般教育科目に関する卒業の要件の定め方について、3の(1)および(2)に述べた改正がそのまま適用され、各系列ごとの枠をはずすとともに、学部、学科または課程の種類により教育上必要があるときは、一般教育科目に関する単位のうち12単位までは、外国語科目、基礎教育科目または専門教育科目の単位をもってかえることができることとした。

従って、今回の改正によって日本語科目等を開設する大学にあっては、一般教育科目に関する卒業の要件としての単位については、上記のとおりそれぞれ異なった趣旨によって二重の振りかえ措置が可能となり、外国人留学生の一般教育科目に関する卒業の要件は、最低をとった場合8単位と定めることも可能となったことになる。

(注)この点の関する趣旨等については、昭和37年4月18日付けの各国公立大学長あて大学学術局長通知「外国人留学生の一般教育等履修の特例について」を参照されたい。

(2) 外国語科目の修得は卒業の要件としないことができること。

従来、外国人留学生に係る卒業の要件のうち、外国語科目については、日本人学生と同じく一の外国語の科目8単位を課すこととされていた。しかしながら、日本人学生について外国語を修得させることと同程度に外国人留学生に外国語を一律に修得させることが必要でない場合も多く、外国人留学生に無用の負担を課す結果となる場合が多いという意見もだされていた。

このような事情もあり、今回の改正では、基準上は外国語科目の修得は卒業の要件としないことができるものとし、従来どおり外国語科目の修得を卒業の要件としかどうかは実態に即して、個々の大学の自主的な判断にゆだねることとした。

また、外国語科目の修得を卒業の要件としない場合にあっては、その8単位分を日本語科目等の単位で代えるものとするものとした。したがって、従来の基準で認められてきた特例と合わせて、卒業の要件としての日本語科目等の単位は、最大限26単位まで広げることができるようになったわけであり、今回の改正によって、外国人留学生に対する日本語あるいは日本事情に関する教育を実情に即して充実することができるようになった。

なお、外国人留学生に係る進学課程の修了の要件のうち、一般教育科目に関する部分については(1)と同趣旨の改正を図ったが、外国語科目については、従来の基準で2科目16単位が修了の要件と定められていたこともあり、そのうち1科目8単位は修了の要件として残し、他の科目8単位は日本語科目等の単位で代えることができることとした。

以上、3、4、5について述べたことを、図表で示すとおおむね、別表のようになる。参照されたい。

6. その他

(1) 一般教育科目に関する図書の冊数の定め方を改めたこと。(第40条関係)

従来、一般教育科目に関する図書の冊数は、人文科学社会科学、自然科学の各系列についてそれぞれ1,000冊以上、合計3,000冊以上とされていた。これは、一般教育科目の開設方法や一般教育科目に関する卒業の要件の定め方について従来の基準にみられる各分野均等の考え方を基礎として定められていたものである。

しかしながら、今回の改正において、各分野の形式的な均等の考え方をとらないことは、1の(1)に述べたとおりである。従って図書の冊数についても従来どおりの定め方によることは必ずしも適当でないが、さりとて、一般教育科目に関して備えるべき図書が特定の分野に偏ることも適当ではないので、合計数は、3,000冊以上と従

卒 業 の 要 件 等 に つ い て

〔一 般〕

1. 医・歯以外の学部

(旧)	一般教育 36 内8以内を「基礎教育」で代えること可			外国語 8	保健体育 4	専門 76	計 124以上
	人文科学 12	社会科学 12	自然科学 12				

(新)	一般教育 36 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			外国語 8	保健体育 4	専門 76	計 124以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」「専門」で代えること可						

2. 医・歯の進学課程

(旧)	一般教育 36			外国語 (2科目) 16	保健体育 4	基礎教育 8	計 64以上
	人文科学 12	社会科学 12	自然科学 12				

(新)	一般教育 36 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			外国語 (2科目) 16	保健体育 4	基礎教育 8	計 64以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」で代えること可						

〔外国人留学生〕

1 医・歯以外の学部留学生

(旧)	一般教育 20			日本語等 18	外国語 8	実 技 2	専門 76	計 124以上
	人文科学 4以上	社会科学 4以上	自然科学 4以上					

(新)	一般教育 20 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			日本語等 26	実 技 2	専門 76	計 124以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」「専門」で代えること可						

2. 医・歯学部留学生の進学課程

(旧)	一般教育 20			日本語等 基礎教育 18	外国語 (2科目) 16	実 技 2	基礎教育 8	計 64以上
	人文科学 4	社会科学 4	自然科学 12					

(新)	一般教育 20 (人文, 社会, 自然の3分野にわたって)			日本語等 26	外国語 (1科目) 8	実 技 2	基礎教育 8	計 64以上
	内12以内を「外国語」「基礎教育」で代えること可							

来どおりとしつつ、人文、社会、自然の各分野についてそれぞれ800冊以上備えるべきものと改めた。このため、ある程度は各大学の教育目的に応じて重点をおきつつ全体として均衡のとれた図書の整備を図りうることになる。

(2) 一般教育科目に関する専任教員数の定め方を改めたこと。(別表第1, 別表第2 関係)

一般教育科目に関する専任教員数は、従来、人文科学、社会科学、自然科学の三系列について、それぞれ基準となる数が定められていた。

たとえば、入学定員100人の場合には、人文科学系2人、社会科学系1人、自然科学系2人というのが各大学において置くべき専任教員数の最低基準となっていた。

しかし、(1)に述べたのと同じ理由から、このような各系列ごとの専任教員数の基準を廃し、一般教育科目全体の合計数のみ規定することに改めるとともに、各分野についての最低基準数をも示すこととした。たとえば入学定員100人の場合には、各分野それぞれ1名以上合計5名というのが一般教育科目の専任教員数の基準ということになる。

なお、医学および歯学の進学課程における専任教員数についても同様の趣旨の改正を図った。

(3) その他
その他、所要の規定の整備を図った。

7. 施行期日(附則関係)

改正後の基準は、昭和46年4月1日から施行することとした。したがって、昭和46年度以降、大学における教育課程の編成等は、改正後の基準に基づいて行なわれることになるが、従来の基準は、改正後の基準の弾力性の範囲内に含まれているため、従来の基準に基づいて実施されていた教育課程の編成方法やそれらに関する学則等の関係規定は、改正後の基準に抵触するものではない。したがって、従来の基準に基づく教育課程の編成方法等に変更を加える必要を認めない大学においては、従来どおりの方法で行なってさしつかえない。

他方、改正後の基準の範囲内で、教育課程の編成方法等を改める大学にあっては、学則等学内諸規程の関係部分を改正する必要がある。とくに卒業の要件に関する規定等を改正する場合、当該改正規定を適用する年度以前に入学した学生に対して、なお従来の規定を適用する必要を認めたときは、所要の経過措置を定めた規定を設けることが必要である。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令について

文部省令第22号

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和45年8月31日

文部大臣 坂田道太

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)

の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

- 第1条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法は、人文、社会及び自然の三分野にわたって修得するものとする。
- 2 基礎教育科目について修得した単位は、一般教育科目について修得することを必要とする単位数に含めることができる。
- 3 一般教育科目の単位の修得にあたっては、日本国憲法2単位を含めて修得するものとする。
- 4 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得にあたって、倫理学、哲学又は宗教に関する科目のいずれか1の科目の2単位を含めて修得するものとする。
- 5 第3項の日本国憲法又は前項の倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目の単位は、教科に関する専門科目の日本国憲法又は倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目の単位を修得した者については、それぞれ2単位まで他の一般教育科目の単位をもって、これに替えることができる。

附 則

この省令は、昭和46年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の制定について(通達)

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(昭和45年文部省令第22号)が別添のとおり昭和45年8月31日に公布され、昭和46年4月1日から施行されることになりました。

この省令は、昭和45年8月31日に行なわれた大学設置基準の改正に応じ普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法を改めたものであります。改正の内容および留意点は、下記のとおりでありますので、貴管下関係者にこの趣旨の徹底を図るとともに、その運用にあたり

遺憾のないようにお取り計らい願います。

記

1. 普通免許状の授与を受ける場合に必要な一般教育科目の単位は、従来人文科学、社会科学および自然科学の三系列について、それぞれ12単位ずつ均等に修得するものとされていたが、これを人文、社会および自然の三分野にわたって修得すれば足りるものとしたこと（第1条第1項）。

この場合において、三分野のうち、いずれか特定の分野に著しく偏らないようにすることが望ましいこと。

なお、短期大学において、2級普通免許状の授与を受ける場合に必要な一般教育科目18単位を修得するとき、そのうち12単位については、短期大学設置基準の卒業要件に関する規定（第二の九の2）があることは従前のおりであること。

2. 普通免許状の授与を受ける場合において、基礎教育科目について修得した単位は、一般教育科目について修得することを必要とする単位数に含めることができること（第1条第2項）。

なお、基礎教育科目について12単位以上修得した場合においても、大学設置基準の卒業要件に関する規定（第32条第2項）により、一般教育科目は24単位以上修得する必要があること。

3. 日本国憲法または倫理学、哲学もしくは宗教に関する科目の単位の修得方法は、従前のおりであること（第1条第3項、第4項および第5項）。

4. 大学設置基準の改正については、昭和45年9月19日付け文大第432号「大学設置基準の一部を改正する省令の制定について」を参照されたいこと。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文																		
<p>第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法は、人文、社会及び自然の三分野にわたって修得するものとする。</p> <p>2. 基礎教育科目について修得した単位は、一般教育科目について修得することを必要とする単位数に含めることができる。</p> <p>3. 一般教育科目の単位の修得にあたっては、日本国憲法2単位を含めて修得するものとする。</p> <p>4. 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得にあたっては、倫理学、哲学又は宗教に関する科目のいずれか一の科目の2単位を含めて修得するものとする。</p> <p>5. 第3項の日本国憲法又は前項の倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目の単位は、教科に関する専門科目の日本国憲法又は倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目の単位を修得した者については、それぞれ2単位まで他の一般教育科目の単位をもって、これに替えることができる。</p>	<p>第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（以下「免許法」という。）第5条別表第1に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の一般教育科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">免許状の種類 一般教育科目の区分</th> <th style="text-align: center;">小学校、中学校又は幼稚園の教諭の1級普通免許状 高等学校教諭免許状</th> <th style="text-align: center;">小学校、中学校又は幼稚園の教諭の2級普通免許状</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">最低修得単位数</th> <th style="text-align: center;">最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">人文科学に関する科目 （音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。）</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自然科学に関する科目</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">社会科学に関する科目</td> <td style="text-align: center;">（日本国憲法2単位を含む。） 12</td> <td style="text-align: center;">（日本国憲法2単位を含む。） 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計 36</td> <td style="text-align: center;">計 18</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1. 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の人文科学に関する科目の最低修得単位数には、倫理学、哲学又は宗教に関する科目のいずれか一の科目の2単位を含むものとする。</p> <p>2. 前号の倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目又はこの表の日本国憲法の単位は、教科に関する専門科目の倫理学、哲学若しくは宗教に関する科目又は日本国憲法の単位を修得した者については、それぞれ2単位まで、倫理学、哲学又は宗教に関する科目の単位の場合にあっては当該科目以外の人文科学に関する科目の単位をもって、日本国憲法の単位の場合にあっては他の社会科学に関する科目の単位をもって、これに替えることができる。</p>		免許状の種類 一般教育科目の区分	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の1級普通免許状 高等学校教諭免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の2級普通免許状	最低修得単位数	最低修得単位数	人文科学に関する科目 （音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。）	12	6	自然科学に関する科目	12	6	社会科学に関する科目	（日本国憲法2単位を含む。） 12	（日本国憲法2単位を含む。） 6		計 36	計 18
免許状の種類 一般教育科目の区分	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の1級普通免許状 高等学校教諭免許状	小学校、中学校又は幼稚園の教諭の2級普通免許状																	
	最低修得単位数	最低修得単位数																	
人文科学に関する科目 （音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む。）	12	6																	
自然科学に関する科目	12	6																	
社会科学に関する科目	（日本国憲法2単位を含む。） 12	（日本国憲法2単位を含む。） 6																	
	計 36	計 18																	

富山大学工学部規則の一部改正

富山大学工学部規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和45年10月23日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学工学部規則の一部を改正する規則

富山大学工学部規則（昭和25年12月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表(1)の電子工学科の表の専攻科目中

「量子電子工学および演習 5」を

「量子電子工学 4」に

「電子管工学および演習 5」を

「電子管工学 4」に

「電波工学 2」を

「電波工学 4」に

「電子計測 2」
「電気計測 2」を削り、

「電子演算工学および演習 5」を

「電子演算工学 2」に改め、

「情報工学および演習 5」の次に

「システム工学 4」を加え、

「電子応用 2」を削り、

「電子工学実験第4 2」を

「電子工学実験第4 1」に

「電子工学研修 2」を

「電子工学研修 2」に改める。

関連科目中

「自動制御 3」を

「自動制御 2」
「自動制御特論 1」に改め

「電磁波工学 2」を削り

「工業化学概論 3」の次に

「電気計測 2」
「電子計測 2」を加える。
「電子応用 2」

附 則

この規則は、昭和45年10月23日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

富山大学教育学部附属学校規則の一部改正

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和45年10月23日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部附属学校規則（昭和41年1月17日制定）の一部を次のように改正する。

第8条の表中

中学校	普通学級	12	50名	200名	600名
中学校	普通学級	12	50名	200名	600名
	特殊学級	1	15名	15名	15名

改める。

附 則

この規則は、昭和45年10月23日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

諸 会 議

第14回評議会（10月23日）

（審議事項）

- 富山大学工学部規則の一部を改正する規則の制定について
- 富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則の制定について
- 昭和45年度特別昇給定数(教官)追加配分案について
- 教官人事について（文理学部、教養部）
- 昭和45年9月卒業者の認定について
- （学士）編入学について
- 昭和46年度入学試験問題作成主任委員について
- 経済学部教官選考内規について
- 昭和46年度富山大学経済学部経済学専攻科経理経営専攻学生募集要項について

（報告事項）

- 昭和46年度富山大学大学院工学研究科（修士課程）入学試験合格者について
- 昭和46年度富山大学大学院薬学研究科（修士課程）入学試験合格者について
- 昭和45年9月富山大学大学院薬学研究科（修士課程）修了について
- 国大協関係について

第15回評議会（11月20日）

（審議事項）

- (1) 富山大学大学改革準備委員会規則（案）の制定について
- (2) 富山大学名誉教授に関する規程検討小委員会の報告について
- (3) 経済学部教官選考内規について

(4) 昭和46年度富山大学学生募集要項および富山大学案内について

第4回事務協議会（11月21日）

（議題）

- (1) 事務改善について
- (2) その他

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
	鴨 野 幸 雄	講 師（教養部）に採用する	45. 10. 1	富山大学長
助 教 授 （工 学 部）	池 田 正 夫	教 授（工学部）に昇任させる	〃	文 部 大 臣
（教 養 部）	有 沢 一 男	〃（教養部）	〃	〃
講 師 （工 学 部）	三 日 市 政 司	助 教 授（工学部）	〃	〃
（教 養 部）	上 村 直 己	〃（教養部）	〃	〃
（経営短期大学部）	西 門 正 己	〃（経営短期大学部）	〃	〃
文 部 事 務 官 （薬学部会計係長）	加 藤 昭 作	教育学部事務長補佐	〃	〃
（経 理 部 主 計 課）	氷 見 嘉 康	文理学部会計係長	〃	富山大学長
事 務 長 補 佐 （教 育 学 部）	土 井 盛 治	庶務部庶務課課長補佐に配置換する	〃	文 部 大 臣
文 部 事 務 官 （経 理 部 主 計 課 総 務 係 長）	田 中 昇	薬学部会計係長	〃	富山大学長
（文理学部会計係長）	成 瀬 正 夫	経 理 部 主 計 課 総 務 係 長	〃	〃
（経 理 部 経 理 課）	山 本 道 弘	〃 〃 に配置換する	〃	〃
（文 理 学 部）	野 田 敏 明	〃 経 理 課	〃	〃
（庶 務 部 庶 務 課）	野 尻 津 喜 夫	学 生 部 学 生 課	〃	〃
（学 生 部 学 生 課）	中 田 孜	文 理 学 部	〃	〃
（薬 学 部）	涌 井 芳 朗	学 務 係 学 生 主 任 を 命 ず る	〃	〃
事 務 員 （教 育 学 部）	北 林 恒 好	文 部 事 務 官 に 任 官 さ せ る	〃	〃
（工 学 部）	高 野 俊 英	〃	〃	〃
（ 〃 ）	地 崎 昇	〃	〃	〃
（ 〃 ）	能 手 哲 治	〃	〃	〃
（教 養 部）	常 楽 邦 雄	〃	〃	〃
技 能 員 （工学部自動車運転手）	山 田 知 訓	文 部 技 官 に 任 官 さ せ る	〃	〃
（ 〃 ）	森 田 憲 治	〃	〃	〃
（文理学部配管工）	酒 井 実	〃	〃	〃
（施 設 課 工 務 員）	高 井 清	〃	〃	〃
事 務 補 佐 員 （工 学 部）	女 川 マリ子	辞 職 を 承 認 す る	〃	〃
助 手 （教 育 学 部）	中 川 孝	講 師（教育学部）に昇任させる	45. 10. 16	〃

技能補佐員 (庶務部庶務課電話交換手)	田中道子	辞職を承認する	45. 10. 18	〃
	早瀬富美子	事務補佐員(教養部)に採用する	45. 10. 28	〃
	岩城恭子	〃 (薬学部) 〃	45. 11. 1	〃
	平石佐一郎	臨時用務員(〃) 〃	〃	〃
助教授 (文理学部)	久保和美	教授(文理学部)に昇任させる	〃	文部大臣
〃 (教養部)	廣田實	〃 (教養部) 〃	〃	〃
講師 (教育学部)	加瀬正二郎	助教授(教育学部)	〃	〃
〃 (教養部)	塚崎幹夫	〃 (教養部) 〃	〃	〃
事務補佐員 (薬学部)	澤井美津子	辞職を承認する	〃	富山大学長
文部技官 (経理主計課)	岡田勝二	〃	45. 11. 9	〃
	竹村玲子	教務補佐員(教育学部)に採用する	45. 11. 11	〃
	有澤宗久	助手(薬学部)	45. 11. 16	〃
	杉田隆子	〃 (〃) 〃	〃	〃
	田盛一枝	臨時用務員(教育学部)	〃	〃
	今村ます子	〃 (教養部) 〃	〃	〃
助学手 (薬学部)	中島松一	講師(薬学部)に昇任させる	〃	〃
文部技官 (文理学部配管工)	酒井実	施設課汽かん士に併任する	〃	〃
技能員 (教育学部管繕工)	福村一男	〃	〃	〃
〃 (薬学部汽かん士)	砂子田仙吉	〃	〃	〃
〃 (教養部管繕工)	松丘健治	〃	〃	〃

学 内 諸 報

文部省人事事務監査

文部省による人事事務監査は、10月30日午前9時30分から午後5時まで本部会議室で実施された。

監査は、主として昭和43年度以降の給与事務関係について文部省大臣官房人事課給与班給与第二係長勝村光彦、同班給与第4係給与調査主任竹田弘、同班勝川忠迪の3監査官によりおこなわれた。

北陸地区文部省共済組合事務打合せ会

第11回文部省共済組合事務打合せ会は、本学の当番により、北陸地区の3大学、1商船高専、3工業高専の共済担

当者19名が参加して、10月22日、23日の両日にわたり開催され、来年度の体育大会(石川地区で実施予定)をはじめ多くの議題について討議した。

全国文理学部長連絡協議会

第31回全国文理学部長連絡協議会は、本学文理学部の当番により、10月29日・30日の両日、全国14国立大学(うち2大学欠席)の文理学部長、事務長等約30名が出席して開催された。

会議は、文理学部の発展方策、文理学部残留学生の取り扱い、および今後の文理学部長会議の持ち方等を中心にして審議が進められ、2日間の日程を終了した。

海外渡航者

氏名	所属	官職	渡航の種類	渡航先国	目的	期間	備考
齊藤 節	教養部	教授	外国出張	アメリカ合衆国	溶融塩化カリウム—塩化リチウム共融体中における金属イオンの電解還元生成物に関する研究	45.10.3 46.10.2	在外研究員 45—乙—21
上村 直己	教養部	助教授	外国出張	ドイツ連邦共和国	ヴォルター・フォン・デル・フォーゲルヴァイデを中心とする中世独語独文学の研究	45.10.10 46.10.9	在外研究員 45—甲—46
川井 清保	文理学部	教授	外国出張	ブラジル合衆国	レーサー・ラマンスペクトルに関する研究	45.11.27 46.7.31	

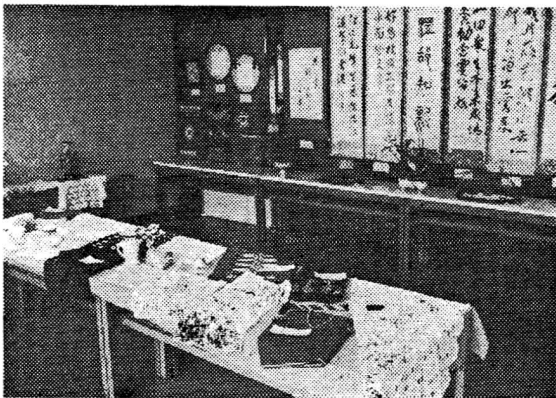
職員文化展

富山大学レクリエーション文化部主催による第7回職員文化展は11月4日から6日まで、学生会館第4・5集会室で開催された。

会場には華道・手芸・書道・写真・絵画の各班から60名の作品が約90点出品展示される一方、同期間中の11月5日に茶道班による茶会が職員ホールで、一般職員の多数参加により盛況に行なわれ、班員各位の日頃の手並みを披露し文化展を盛り立てた。

職員文化展の作品出品者は次のとおり。

- 〔華道班〕 中島 範子 高田 礼子 山崎 紀子
大場 文子 森田タミ子 渡辺登美枝 有沢 郁子
和田 キク 田嶋 スミ 高倉 幸子 山本 昭子
高尾 貢 杉本 千代
- 〔手芸班〕 大場 文子 高安 芳枝 舟木 美枝
新村 栄子 渡辺登美枝 有沢 郁子 松原 薫
中田 節子 杉本 良子 盛田 律子 田嶋 スミ
蓮田 初枝 御福富美子 小川 君子 高辻きみ子
中村 優子 中川 栄子 高田 礼子 山崎 紀子
清水 麗子 (盆景)
- 〔書道班〕 若林 良吉 高崎 公文 桜井 雅楽
平岩 広一 泉田 利享 島野 砂 高倉 弘一
笹倉久美子 塚田健夫 (デザイン)
- 〔写真班〕 大場 文子 麻生 友治 中谷 唯一
田中 久雄 館盛 貞信 瀬川 慶之 森井 章
〔絵画班〕 竹内豊三郎 中川 正之 田村 与市
高安 紀 岡本 欣司 岩城 広光 小黒 千足
中谷 唯一 高田 礼子 関場 貞子 齊藤 義康



職員文化展の一角

富山地区R連盟約大会

全国公務員レクリエーション共同事業富山地区ふな釣大会が、10月25日(日)午前9時より新湊市堀岡地内において9機関(60名、うち本学15名)が参加して開催された。結果は次のとおりでした。

入賞 団体の部

- 優勝 富山大学
- 次勝 富山食糧事務所
- 参勝 富山工業高等専門学校

個人の部

- 優勝 高木和幸(食糧事務所)
- 次勝 大木平吾(富山大学)

文部事務官山淵保明氏逝去

文理学部文部事務官山淵保明氏は、かねて高血圧、腎性糖尿等の病気のため、富山日赤病院で入院加療中のところ10月2日逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

山淵氏は、昭和7年3月富山県立滑川商業学校を卒業後、商事会社勤務を経て、昭和23年4月富山師範学校に勤務されて以来、25年2月富山大学事務局会計課、34年1月同文理学部会計係など勤続22年間、終始会計職員として職務に精励された。享年57才

職員消息

<新任者>

教育学部

- 教務補佐員 竹村 玲子
- 臨時用務員 田盛 一枝

経済学部

- 事務補佐員 赤田 静子

薬学部

- 助手 有澤 宗久

杉田 隆子
 事務補佐員 岩城 恭子
 臨時用務員 平石佐一郎

教養部

講師 鴨野 幸雄
 事務補佐員 早瀬富美子
 臨事用務員 今村ます子

<改姓>

薬学部

助手 横澤 隆子 (旧姓・杉三)

工学部

文部技官 赤壁 節子 (旧姓・高田)
 事務補佐員 館 喜美子 (旧姓・高田)

<住所変更>

庶務部

文部事務官 吉本 徳行

文理学部

助教授 楢田 邦夫
 事務補佐員 堀川 明路

教育学部

文部事務官 野口 隆

薬学部

助手 横澤 隆子
 文部事務官 石黒 壽子

工学部

助手 中谷 訓幸
 文部技官 赤壁 節子
 文部事務官 石坂 淳子
 事務補佐員 館 喜美子

附属図書館

事務補佐員 吉田 順子

経営短期大学部

文部事務官 高松 平吉

主要日誌

本 部

10月1日 職業補導担当者会議
 第7回補導協議会
 2日 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 富山大学名誉教授に関する規程検討小委員会
 5日 富山大学大学改革準備委員会
 8日～9日 第39回東海・北陸地区国立大学学生部課
 長会議
 9日 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 12日 富山大学大学改革準備委員会

14日 大学院委員会 定期健康診断
 16日 学園ニュース編集委員会
 19日 富山大学名誉教授に関する規程検討小委員会
 富山大学大学改革準備委員会
 23日 第14回評議会 学園ニュース編集委員会
 26日 富山大学大学改革準備委員会
 27日 教養部運営協議会
 30日 文部省人事事務監査
 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 学園ニュース編集委員会
 第2回入学者選抜方法研究委員会
 11月1日 学園ニュース発行(創刊号)
 2日 富山大学大学改革準備委員会
 富山大学公務員宿舍委員会
 6日 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 9日 富山大学大学改革準備委員会 胃の検査
 10日 富山大学名誉教授に関する規程検討小委員会
 13日 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 学園ニュース編集委員会
 14日～15日 第7回体育会リーダー講習会
 (於文部省登山研修所)
 16日 第4回入学試験管理委員会
 富山大学大学改革準備委員会
 19日 第4回授業料減免選考委員会
 第8回補導協議会
 20日 第15回評議会
 21日 第4回事務協議会
 21日～23日 第20回北陸三県大学学生交歓芸術祭
 (於学生会館, 富山県民会館, 富山市公会堂
 他)
 27日 富山大学評議会・協議会規則検討小委員会
 学園ニュース編集委員会
 30日 富山大学大学改革準備委員会

文 理 学 部

10月2日 生物学選考委員会委員会 7日 教授会
 人事教授会 14日 文学科教官会議
 17日 哲学選考委員会 19日 文学科後学期授業開始
 21日 人事教授会
 29日～30日 第31回全国文理学部長連絡協議会
 (於富山大学文理学部)
 11月4日 文学科教官会議
 5日 物品検査(5日～7日学内監査員により実施)
 10日 胃部レントゲン間接撮影
 12日 西洋史学選考委員会 16日 教授会
 人事教授会
 17日 専門教育課程移行者に対するオリエンテーショ
 ン
 2年次後学期授業開始

教育学部

- 10月1日～6日 附属中学校修学旅行
 2日 紀要編集委員会
 3日～4日 日本教育大学協会北陸地区第二部会国語科、書道科合同研究協議会（於新潟大学高田分校）
 4日～5日 日本教育大学協会北陸地区第二部会英語科研究協議会（於信州大学）
 5日 特別教職課程委員会
 7日～8日 日本教育大学協会北陸地区第二部会社会科学研究協議会（於新潟大学長岡分校）
 13日 教務委員会 人事教授会 14日 教授会
 15日～16日 日本教育大学協会北陸地区第二部会数学科研究協議会（於信州大学）
 19日 後期授業開始 附属幼稚園運動会
 22日 附属小学校6年生修学旅行
 22日～23日 全国教育学部長会議（於熊本大学）
 27日～28日 日本教育大学協会北陸地区第二部会保健体育研究協議会（於金沢大学）
 28日 補導委員会 教務・補導合同委員会
 教務委員会 教授会
 29日～30日 日本教育大学協会北陸地区第一・二部会合同評議会（於信州大学）
 11月4日 教授会 附属小学校遠足
 4日～5日 附属中学校学校祭
 7日 2年次オリエンテーション
 8日～9日 日本教育大学協会北陸地区第二部会教育学・教育心理学研究協議会（於金沢大学）
 11日 胃の検査 教務・補導合同委員会 教授会
 附属幼稚園研究実技講習会
 12日 附属学校胃の検査
 13日～14日 日本教育大学協会北陸地区第二部会理科研究協議会（於福井大学） 18日 教務委員会
 教授会 26日 附属学校運営委員会
 27日 全国国立大学附属学校連盟教頭会（於箱根）

経済学部

- 10月5日 財務委員会 7日 第24回教授会
 第19回教務委員会 14日 第2回学部補導委員会
 21日 第25回教授会 第20回教務委員会
 23日 第21回教務委員会（持ち廻り）
 28日 第3回学部補導委員会
 30日 第22回教務委員会（持ち廻り）
 31日 レクリエーション（片山津温泉）
 11月9日 第4回学部補導委員会
 10日 第23回教務委員会 11日 第26回教授会（臨時）
 学部図書委員会 12日 胃の検査
 14日 第24回教務委員会（持ち廻り）
 16日 2年次後学期授業開始 18日 第27回教授会
 第25回教務委員会

24日 4年次後学期授業開始

薬学部

- 10月6日 人事教授会
 6日～7日 大学院薬学研究科入学試験
 7日 薬学研究科委員会 13日 学部図書委員会
 15日 教授会 22日 学部図書委員会 28日 教授会
 30日 人事教授会 11月7日 教務委員会
 職員秋季レクリエーション（山田温泉）
 11日 教授会 薬学研究科委員会
 学部職業補導委員会 12日 胃の検査
 17日 教務委員会 18日 教授会 24日 教務委員会
 25日 教授会 薬学研究科委員会

工学部

- 10月12日 教務委員会 14日 一般教授会
 22日 学科主任会議 11月7日 学術講演会
 9日 学部学生（補導）委員会
 11日 一般教授会 工学研究科委員会
 12日 インフルエンザ予防注射（第1回目）
 14日 一般教授会
 16日 2年次学生オリエンテーション
 18日 胃の検査
 19日 インフルエンザ予防注射（第2回目）
 25日 一般教授会
 26日 寮生と寮補導委員との懇談会

教養部

- 10月6日 教務委員会 7日 教授会 20日 前期授業終了
 20日～21日 第6回12大学教養部長連絡会議（於千葉大学） 21日 教授会
 22日 補導委員会 23日 前期試験開始
 26日 紀要委員会 29日 教務委員会
 11月4日 前期試験終了 図書委員会 教授会
 10日 胃の検査 11日 補導委員会 教授会
 14日 教授会 16日 後期授業開始
 18日 教授のみの教授会
 25日 教授のみの教授会 教授会

附属図書館

- 10月6日 事務打合せ会
 16日 レファレンス・ルーム小委員会
 23日 事務打合せ会 28日 X線間接撮影
 11月5日～7日 第3回新しい大学図書館像特別委員会
 （於東京大学総合図書館）
 11日 胃の検査 17日 事務打合せ会
 18日 定期健康診断 26日 事務打合せ会
 レファレンス・ルーム小委員会
 図書館商議会 27日 事務打合せ会

経営短期大学部

- 10月1日 後期授業開始
 9日～14日 大学祭（休講）
 22日 第9回教授会
 29日 第10回教授会
 11月9日 9月卒業者の卒業証書授与
 11日 胃の検査
 13日 第11回教授会